

特定非営利活動法人 NPO 狩留家

総会規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 NPO 狩留家の総会の運営に関し必要な事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(総会の種別と構成)

第2条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、正会員をもって構成する。

(機能)

第3条 総会は、定款に定めるもののほか、以下の事項を議決する。

- (1)事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2)事業報告及び活動決算の承認
- (3)役員の選任、解任
- (4)その他理事会が必要と認める重要な事項

(総会の開催)

第4条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認めたとき
- (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して召集の請求があったとき
- (3)監事から召集があったとき

(総会の招集)

第5条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第6条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第7条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第8条 総会の議決は、この定款に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する正会員を除く出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 総会における正会員の議決権は、1会員1票とする。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の会員が書面又は電磁記録により同意の意思を示したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(書面評決等)

第9条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は電磁記録をもって表決し、又は出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の規定により表決した正会員は、2条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第10条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)正会員総数及び出席者数（書面評決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印したうえ、この議事録をこの法人の事務所において据え置かなければならない。
3. 前2項の規定に関わらず、正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3)議会の決議があったものとみなされた日
 - (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(事務局)

第11条 総会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1. この規程は令和2年4月1日から施行する。